

寒川町週休2日制確保工事試行要領(土木工事)

1. 目的

本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、寒川町が発注する土木工事の工事現場における週休2日制を確保する工事の試行（以下「試行工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

2. 発注方式

試行工事の発注方式は、原則として、発注者指定型（発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式）とする

3. 対象工事

原則として、設計金額（税込）が1,000万円以上の土木工事のうち町が選定した工事とする。ただし、次に該当する工事等については対象外とする。

- ア 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
- イ 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- ウ 作業可能期間が限られている等の工期に厳しい制限がある工事

4. 用語の定義

(1) 通期の週休2日

工事現場において、対象期間内で4週8休以上の現場閉所日を設けることをいう。

(2) 月単位の週休2日

通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の総ての月で4週8休以上の現場閉所日を設けることをいう。ただし、歴上の土曜日及び日曜日の閉所では4週8休以上に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所日を設けた場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

(3) 完全週休2日

月単位の週休2日を達成し、かつ対象期間の全ての週において。現場閉所を土曜日及び日曜日に指定し、1週間に2日以上現場閉所を設けることをいう。ただし、受注者の責によらず土曜日及び日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に受発注者間で協議した上で、同一の週で土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を指定することができる。

なお、1週間の定義は、「月曜日から日曜日まで」を基本とする。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となる状態をいう。

(5) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始した日をいう。

(6) 現場完成日

施工終了後の跡片付け、清掃等の作業がすべて終了した日をいう。

(7) 対象期間

試行工事において、週休2日に取り組む期間のことであり、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。

また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、工事目的外の突発的な災害発生時の対応や災害の発生が予想される場合の予防期間など。発注者が認めた期については、その都度、監督員と受注者が協議し、対象期間から除くこととする。

(8) 現場閉所日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

5. 週休2日の達成判断

(1) 通期の週休2日

対象期間内の現場閉所率が、4週8休以上の水準の状態をいう。

(2) 月単位の週休2日

通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で現場閉所率が4週8休以上の水準の状態をいう。ただし、歴上の土曜日及び日曜日の閉所では4週8休以上に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所日を設けた場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

(3) 完全週休2日

月単位の週休2日を達成し、かつ対象期間の全ての週において。現場閉所を土日及び日曜日に指定し、1週間に2日以上現場閉所を設けることをいう。ただし、受注者の責によらず土曜日及び日曜日に施工を行わざるを

得ない場合は、事前に受発注者間で協議した上で、同一の週で土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を指定することができる。

6. 試行工事の実施

(1) 試行工事実施の内容

実施にあたっては、次のアからオに取り組むこととする。

ア 受発注者は、工事着手前の施工計画書作成段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有することとする。

イ 受注者は、毎週、先週の実績と今週の計画工程を示した週間工程表を監督員に提出する。

ウ 受注者は、当月分の「現場閉所実績報告書」（別紙1）を、翌月5日以内に監督員に提出する。

エ 受注者は、原則として、工事完成届提出日の20日前までに最終月の「現場閉所実績報告書」（別紙1）及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書」（別紙2）を作成し、監督員へ提出する。

オ 受注者は、公衆の見やすい場所に、週休2日確保工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

カ 受注者は、公衆の見易い場所に、モデル週休2日制工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

【記載内容例】

週休2日制に取り組む工事

この工事は建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。

発注者：寒川町長

受注者：〇〇建設(株)

(2) 経費補正の実施

当初の設計金額において、「週休2日制確保工事試行実施要領補足事項（土木工事）」（以下「補足事項」という。）（別添）により月単位の週休2日の経費補正を行う。

完全週休2日の現場閉所を達成した場合は、寒川町工事請負契約書約款第25条の規定に基づき請負代金額を増額変更し、月単位の週休2日の現場閉所が達成できなかった場合には、寒川町工事請負契約書約款25条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。

(3) 工事成績評定への反映

完全週休2日を達成した場合には、「補足事項」（別添）により工事成績評定に反映する。なお、月単位の週休2日が達成できなかった場合でも減点は行わない

が、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、「補足事項」(別添)により減点する。

7. その他

現場閉所実績報告書」(別紙1)、「現場閉所履行報告書」(別紙2)及び週間工程表の内容に疑義が生じた場合には、発注者は、受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯・原因等を確認したうえで、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行う。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日以降に公告する試行工事に適用する。

週休 2 日制確保工事要領（試行）補足事項（土木工事）

1) 経費補正の実施（要領 6（2）関係）

現場閉所実績に応じて、下表の経費にそれぞれの係数を乗じた補正を行う。

現場閉所実績	補正係数		
	労務費	共通仮設費率	現場管理費率
完全週休 2 日 (全週現場閉所率 28.5% (2 日/7 日) 以上)	1.02	1.02	1.03
月単位の週休 2 日 (全月現場閉所率 28.5% (8 日/28 日) 以上)	1.02	1.01	1.02

※ 材工一式での見積単価、工場製作工については、労務費、機械経費（賃料）の補正対象としない。

(2) 工事成績評定への反映（要領 6（3）関係）

現場閉所実績に応じて、工事成績評定で下表の加点や減点を行う。

現場閉所実績	加点
完全週休 2 日	1 点

現場閉所実績	減点
明らかに月単位の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合	－ 1 点